

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成26年 2月17日（月）

担当課：文化スポーツ部 図書館

件 名：大和市立図書館条例の一部改正について	
提出理由：大和駅東側第4地区公益施設へ図書館を移転することに伴い、大和市立図書館条例を一部改正する必要があることから、その内容について了承を得るため	
内 容： 1. 背景 - 本市では、平成28年11月の供用開始を目指し、大和駅東側第4地区に、文化創造拠点として、文化複合施設の整備を進めており、既存の図書館を同施設へ移転することとしている。 - これまで、「大和駅東側第4地区公益施設基本計画」及び「大和駅東側第4地区公益施設管理運営基本計画」において、施設内容や主な機能、管理運営の基本的な考え方等を明らかにしてきた。 - 今後は、移転後の図書館に係る位置及び管理について条例を一部改正する必要がある。 2. 条例の主な改正内容 (1) 位置 現 行：大和市深見西一丁目2番17号 変更後：大和市大和南一丁目8番1号 (2) 事業 ①図書館法第3条の各号に掲げる事業 ②その他、図書館の設置目的に照らして必要な事業 (3) 指定管理者による管理 - 図書館の管理は、指定管理者に行わせるものとし、指定等に必要な事項は（仮称）大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例で定める。	(4) 開館時間 現 行：午前9時～午後8時 （土日・祝日は午後6時まで） 変更後：[3階 児童開架] 午前9時～午後7時 [4・5階 一般開架]午前9時～午後9時 （日・祝日は午後8時まで） (5) 休館日 現 行：毎週月曜日（祝日を除く）及び 1/1～3、12/29～31 変更後：1/1、12/31 (6) 利用の制限 他の利用者に迷惑を及ぼす、又は施設や図書館資料を損傷するおそれがあるとき等に図書館の利用をさせないことができる。 3. 条例施行日 - 平成28年11月3日から施行する（指定管理者の指定等の手続きについては、平成26年7月1日とする）。 4. 規則について - 図書資料の貸出しの手続き等、一部の詳細項目は、規則で規定する。
経 過 H18. 2 大和駅東側第4地区第一種市街地再開発事業都市計画決定 H19. 3 大和駅東側第4地区市街地再開発組合設立 H24. 2 大和駅東側第4地区公益施設基本計画策定 H25. 1 大和駅東側第4地区公益施設管理運営基本計画策定 H25. 11 再開発組合定款及び事業計画変更認可 H25. 12 権利変換計画認可	今後の予定 H26. 3 市民意見公募手続きの実施 教育委員会定例会（社会教育委員会議への諮問案付議） H26. 4 社会教育委員会議（諮問・答申） 教育委員会定例会（委員会へ改正案付議） H26. 6 改正条例議案上程 H26. 7 改正条例一部施行、公益施設着工 H26. 7～12 文化創造拠点運営審議会の設置、指定管理者の公募・選考 H27. 3 指定管理者の指定議案上程 H28. 7 公益施設竣工 H28. 11 改正条例施行、施設供用開始